

令和7年度 岡山市商業振興支援制度(補助金)のご案内

①商店街活性化計画策定・調査事業

【補助対象者:商店会】

対象事業	補助率	補助上限額
<ul style="list-style-type: none"> 商店街活性化計画(商店会自らが商店街活性化するための計画)の策定又はそのための調査費用 岡山市以外の国等への補助金申請又は高度化融資等(補助事業に必要な費用に限る)の申請に伴う専門家への相談費用 	1/2	50万円

②商店街基盤整備事業

【補助対象者:商店会】

対象事業	補助率	補助上限額
商店会が維持管理する共同利用施設・設備(アーケード、アーチ、街路灯、共同トイレ、駐車・駐輪場、カラー舗装、ストリートファニチャー、放送設備、防犯設備等)の改修・設置費用 ※ 撤去費用は対象外	1/2	500万円

③商店街賑わいづくり支援事業

【補助対象者:商店会】

事業区分	対象事業	補助率	補助上限額
単独型	<ul style="list-style-type: none"> 商店街への集客や店舗の売上増加に繋がる新たな事業 商店街の情報発信・宣伝促進により商店街の認知度や魅力が高まる新たな事業 	1/2	30万円
商店会連携型		2/3	30万円×連携数(上限90万円)

④商店街空き店舗対策事業

【補助対象者:商店会】

対象事業	補助率	補助上限額
商店街の空き店舗に出店するために必要な店舗改修費用(店舗外観や内装の改修費用など)	1/2	100万円

⑤商店街未活用店舗等リノベーション支援事業

【補助対象者:商店会】

対象事業	補助率	補助上限額
<ul style="list-style-type: none"> 複数店舗に分割する費用 住宅部分と店舗部分を間仕切りする費用 火災報知器、誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備の費用 内装や排水、電気設備を改修する費用 既存設置物や残置された什器、商品等を処分する費用 その他リノベーションに資する費用 	1/2	100万円

⑥商店街まちづくりリニューアル支援事業

【補助対象者:商店会】

対象事業

老朽化したアーケードの撤去に必要な取り組み

※ 令和7年度は予算計上しておりません。
当事業の申請を予定する場合は、事業実施の前々年度までにご相談ください。

⑦商店街サポートアイデア協働事業

【補助対象者:外部団体】

対象事業	補助率	補助上限額
商店街の売上増加に繋がる事業	10/10	20万円

⑧岡山市地域商業グループ活動支援事業

【補助対象者:地域商業グループ】

対象事業	補助率	上限額	商業者数	期間	要件
地域の特長を活かして売上増加に繋げていく取組	1年目 2/3 2年目 2/3 3年目 1/2	50万	3者以上	1～3年	商工団体等との連携

補助対象者(詳細は各事業要項をご参照ください)

商店会	商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会
外部団体	定款・規約等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる団体(法人格の有無は問いません)
地域商業グループ	原則同一小学校区で連続した商業圏域が形成されているエリアに実店舗を有し、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む3者以上で構成された商業グループ ※マルシェやフリーマーケットなど一時的な店舗の集積によるグループは対象外

《補助金申請にあたっての注意事項・問合せ先》

- 申請は令和7年4月1日以降随時(予算上限に達し次第受付を終了します)
但し、⑦商店街サポートアイデア協働事業、⑧岡山市地域商業グループ活動支援事業は異なります。
- 申請にあたっては、事前相談が必要です。
- 国、県又は市等の補助金等との併用はできません。
- その他要件は各事業の要項をご確認ください。

【問合せ先】

岡山市産業観光局商工部産業振興課商業振興係
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL:086-803-1323 FAX:086-803-1738
Mail:shougyou@city.okayama.lg.jp



商店街支援はこちら



岡山市地域商業グループ
活動支援事業はこちら